

八王子市告示第 215 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第 2 項の規定に基づき下記のとおり告示する。

平成 29 年 6 月 2 日

八王子市長 石 森 孝 志

記

1 要措置区域

別図のとおり（八王子市千人町一丁目 5 番 23、24 の各一部）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号。以下、「規則」という。）第 31 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

3 規則第 31 条第 1 項の基準に適合していない要措置区域において講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

4 規則第 31 条第 2 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

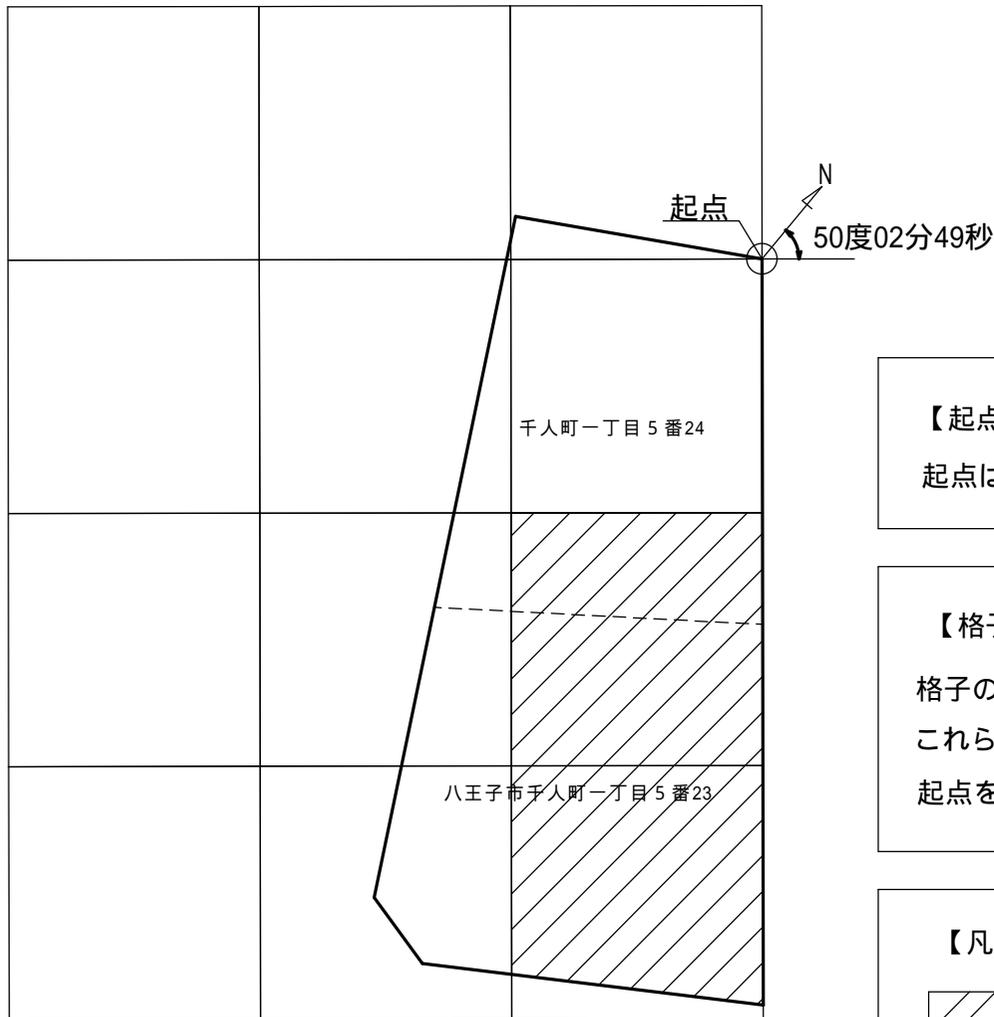
鉛及びその化合物

5 規則第 31 条第 2 項の基準に適合していない要措置区域において講ずべき指示措置

土壌入換え

< 問合せ先 >

環境部環境保全課



**【起点】**

起点は、八王子市千人町一丁目 5 番24の最北端とする。

**【格子の回転角度】 50度02分49秒**

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を起点を支点として右回りに回転した角度を示す。

**【凡例】**

-  要措置区域
-  筆境界
-  単位区画
-  敷地境界